

生活福祉委員会資料
平成30年8月8日
健康福祉部障害福祉課

児童発達支援センター

目黒区すくすくのびのび園

(平成30年度版)

施設の概要

1 事業の目的

心身の発達に遅れの出ている幼児、または遅れが予想される幼児に対し、集団の場あるいは個別に早期に療育を行うことにより、心身の発達を促し、日常生活の能力を開発し、将来予測される障害を可能な限り軽減させることを目的とします。

2 名称

児童発達支援センター目黒区すくすくのびのび園

○児童発達支援事業「すくすくのびのび園」

○相談支援事業「相談支援ひまわり」(併設事業)

3 所在地

〒152-0001 東京都目黒区中央町2-23-24 ひまわりプラザ内

Tel 03-3714-1617 Fax 03-3794-4344

4. 主な施設・設備

室名	面積	フロア	用途
遊戯室	84.1 m ²	地下	多目的に使用
サーキットルーム	73.96 m ²	地下	理学療法および運動プログラムに使用
保護者待機室	39.99 m ²	地下	保護者の待機室として使用
相談室	24.32 m ²	1階	相談支援事業の相談室として使用
第一療育室	69.6 m ²	2階	集団療育に使用
第二療育室	60.2 m ²	2階	同上
第三療育室	64.6 m ²	2階	同上
第一個別指導室	10.49 m ²	2階	個別療育・相談などに使用
第二個別指導室	10.2 m ²	2階	同上
第三個別指導室	10.44 m ²	2階	同上
第一事務室	67.15 m ²	2階	職員室として使用
給食室	46.91 m ²	2階	給食用厨房
第四療育室	64.6 m ²	3階	集団療育に使用
第一相談室	10.7 m ²	3階	個別療育、相談などに使用
第二相談室	10.7 m ²	3階	同上
静養室	18.0 m ²	3階	集団プログラムへの参加が著しく困難な際に一時的な居室として使用

第二事務室	35 m ²	3階	相談支援事業ひまわり事務室
第三事務室	49.25 m ²	3階	個別療育スタッフ事務室
行動観察室	40.0 m ²	3階	個別療育およびインテーク面接に使用
医務室	10.0 m ²	3階	医務室として使用
屋上遊戯場	292.6 m ²	屋上	運動プログラム、水遊びなどに使用

5 所管

目黒区健康福祉部障害福祉課

6 沿革

昭和 58 年 8 月 目黒区碑文谷 5-15-6 福祉センター内に開設
平成 15 年 3 月 目黒区中央町 2-23-24 ひまわりプラザに移転
平成 17 年 10 月 八雲すくすくのびのび園(目黒区八雲 1-1-8 目黒区心身障害者センター内)分園を開設
平成 18 年 4 月 障害者自立支援法施行により同法内施設として運営
平成 23 年 4 月 総定員 107 名に変更
中央町福祉工房移転に伴いひまわりプラザを施設改修。
平成 24 年 3 月 八雲すくすくのびのび園をひまわりプラザに統合。
平成 24 年 4 月 児童福祉法児童発達支援事業施設に移行。
平成 26 年 8 月 児童福祉法に基づく児童発達支援センターに移行。同時に相談支援事業(相談支援ひまわり)を開設。

7 利用者定員

児童発達支援事業 集団療育 104 名

※集団療育のほかに、個別療育(心理言語)のみの利用形態もあります。

8 通所形態(児童発達支援事業)

親子通所方式…当園はお子さんと保護者またはそれに準ずる方と通所しともにプログラムに参加することを原則としております。

9 対象(児童発達支援事業)

- (1) 心身に発達の遅れがある、または遅れが予想される幼児
(1歳から就学前までの幼児を対象としています。)
- (2) 全般的な発達の遅れはないが、認知発達や社会性など発達の側面により偏りが認められる幼児
- (3) 目黒区内に住居を有する幼児

(4) 保護者あるいはそれに準ずる付き添い人と通所することができる幼児
 ※なお、上記要件を満たしていても適当と思われるクラスに欠員がない場合、あるいは医学的管理を常時必要とする方は利用することができません。

10 入園の手続きおよび利用料金

当園の療育を希望しかつ上記対象となる方は、児童福祉法に基づき児童発達支援通所受給者証を取得するため目黒区障害福祉課で必要な申請手続きを行っていただきます。また相談支援事業所にてサービス等利用計画を作成していただきます。

療育にかかる利用料金は、児童福祉法に基づきお子さんの受けるサービス内容に応じて利用額を決定します。詳細は園までお問い合わせください。

11 職員構成(児童発達支援事業)

職種	常勤	非常勤	合計
園長	1		1
児童発達支援管理責任者	1		1
心理		5	5
児童指導	9		9
障害児療育指導員		9	9
栄養士		1	1
事務員		1	1
小児科医		1	1
小児神経科医		1	1
看護師		1	1
言語聴覚士		4	4
理学療法士		3	3
作業療法士		3	3
水泳指導員		1	1
音楽療法士		1	1
合計	11	31	42

事業の内容

1 集団療育

療育とは発達に心配のあるお子さんに対して、一人ひとりの状態にあわせて、その育ちを援助するための専門的なプログラムを小集団で行うことです。

当園では最も療育効果が高められるように、お子さんの状況に応じて次のようなクラスを設置しています。

集団療育のクラス構成

クラス名	定員	療育日(時間)	対象年齢
あんず	8	金(午前 10:00～午後 1:30)	1 歳
ばなな	8	月(午前 10:00～午後 1:30)	2, 3 歳
にんじん	8	水(午前 10:00～午後 1:30)	2, 3 歳
つき	8	火(午前 10:00～午後 1:30)	4, 5 歳
そら	8	月・火(午前 10:00～午後 1:30)	3, 4 歳
ゆり	8	水(午前 10:00～午後 1:30)	4, 5 歳
みかん	8	木(午前 10:00～午後 1:30)	3, 4 歳
りんご	8	月(午前 10:00～午後 1:30)	4, 5 歳
にじ	8	水(午前 10:00～午後 1:30)	4, 5 歳
かぜ	8	木・金(午前 10:00～午後 1:30)	3, 4, 5 歳
ほし	8	月(午前 10:00～午後 1:30)	3, 4 歳
とまと	8	火(午前 10:00～午後 1:30)	4, 5 歳
おひさま	8	木・金(午前 10:00～午後 1:30)	2, 3 歳

なお、指導にあたってはお子さん一人ひとりの個別支援計画を作成し、保護者の同意を得た上でその計画に則って支援を実施します。個別支援計画は必要に応じて見直しをし、年度末に終了時評価を実施します。

集団療育のプログラムについては6ページをご覧ください。

また集団療育の他に希望により下記の個別療育を行います。

(1) 心理・言語個別指導

認知、言語あるいは社会性の発達を援助するための個別プログラムを実施しています(月1回50分)。

(2) 理学療法(PT)

運動面に発達の遅れがあるお子さんに対して機能訓練を行います(1回45分)。理学療法は理学療法士が必要度をチェックしそれに応じて頻度を設定し、実施します。

集団療育の中では通常プログラムの他に下記の専門指導をそれぞれ行っています。ただしクラスにより専門指導の設定がない場合もあります。

★音楽療法(ミュージックセラピー)

集団療育のカリキュラムの中で、お子さん・保護者の方と音楽療法士と一緒に楽しみながら、音楽を通して発達を援助します。

★水泳療法

水の中での活動を通して子どもの身体的・精神的発達を促し、体力を養い、親子関係を深めます。保護者の方にも参加していただきます。なお、プールは都立北療育医療センター城南分園(大田区)を使用します。往復は園のバスを使用します。

★ポニー乗馬

当園ではポニー乗馬プログラムをカリキュラムに取り入れています。姿勢・バランスの保持などの運動的側面のみならず、『乗馬』という活動全体を通じて情緒・社会性の発達援助を行います。碑文谷公園ポニー園を利用します。

★作業療法

当園では個別の作業療法の設定はありませんが、作業療法士が集団療育に参加し、日常生活動作や机上活動について保護者の方に助言を行っています。

2 発達検査・知能検査

各クラスに配置された心理相談員がご希望に応じて発達検査を実施します。結果については面談をし書面にてフィードバックします。なお、当園で実施する発達検査・知能検査については検査説明会を実施し、その実施目的を十分にご理解いただいたうえで実施するようにしています。

3 保護者相談

各クラスの心理相談員が子育てに関する様々な相談にあたります。ご希望の方は担当の心理相談員にお知らせください。

4 その他のサービス

(1) 給食

当園では集団療育プログラムの一環として給食提供を行っています。そのため、栄養バランス及び摂食機能に配慮した給食を園内で調理して提供しています。

(2) 送迎バス

通所の負担を軽減するため当園では送迎バスを運行しています。

(3) 個別療育(心理言語個別指導)のみの利用

一定の要件を満たしているお子さんに対しては集団療育には参加せず、個別療育のみのご利用(月 1~2 回)が可能です。

5 集団療育のプログラム構成

10:00	登園 着替え 自由遊び 集会 設定遊び
11:45	給食 はみがき
12:30	自由遊び
1:00	着替え さようなら
1:30	バス出発

デイリープログラムはクラスによって若干異なります。

主な年間行事

4月	入園オリエンテーション
5月	学校見学(次年度就学児対象)
6月	個別支援計画面談
7月	
8月	オープンルーム
9月	園長懇談会
10月	クラス遠足
12月	二学期終了

- 1月 三学期療育開始・終了時評価面談（～3月）
- 2月 園長懇談会
- 3月 三学期終了・入学おめでとう会
- ※ 上記のほか、防災訓練を毎月実施しています。

関連事業・行事

1 保護者会

クラスごとに保護者会を実施しています(不定期)。保護者と職員で園の活動・運営など様々なことを話し合い学習します。

2 他施設との連携

保育園・幼稚園や医療機関・療育施設と併用しているお子さんについて情報交換を行うなど連携を深め、指導内容に一貫性を持たせ指導効果が上がるようにしています。なお、他機関との連携・情報交換に際しては個人情報の取り扱いに最大限注意を払います。

3 就学についての情報提供

就学を迎えられるお子さんの保護者や希望される方を対象に就学に関する種々の情報提供(学校公開日の日程等)や相談を行います。また、特別支援学級(情緒障害)の見学会を実施します。

その他

1 職員の研修

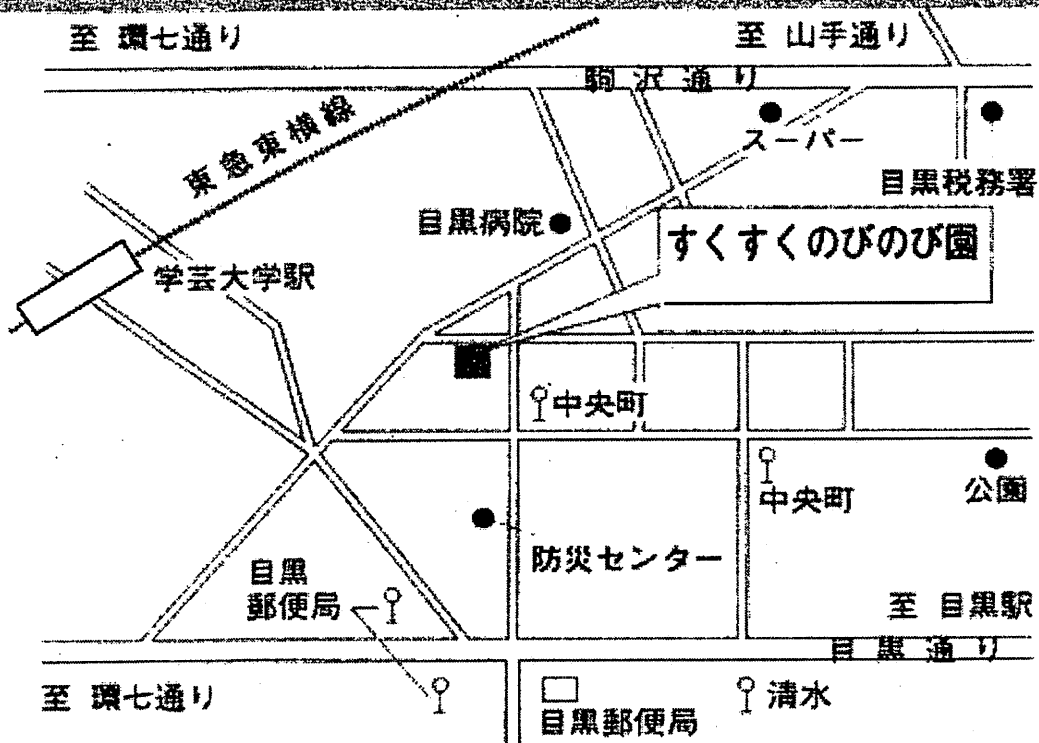
職員の資質向上のため、外部講師による職員研修を実施しています。また、必要に応じ外部の講習会等に随時職員を派遣したり、他施設の見学を実施しています。

2 第三者評価

平成22年度より3年に一度「福祉サービス第三者評価」を実施して、結果を公開しています(東京都福祉サービス第三者評価『福ナビ』ホームページ)。

すくすくのびのび園

東急東横線 学芸大学駅下車 12分 祐天寺駅下車 15分
 東急バス 「目黒郵便局」下車 1分 「清水」下車 3分 洗足駅
 行き「中央町」下車 1分 渋谷駅行き「中央町」下車 4分



「目黒区すくすくのびのび園」

〒152-0001 目黒区中央町2-23-24 ひまわりプラザ内

Tel 03-3714-1617 Fax 03-3794-4344

「相談支援ひまわり」

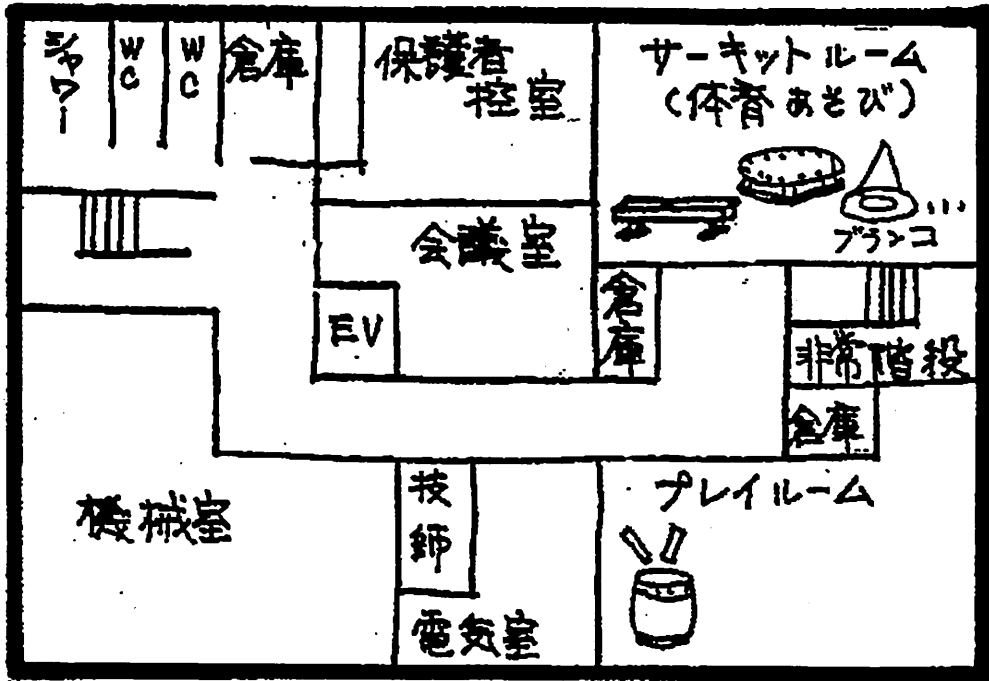
基本相談専用ダイヤル 03-3792-6691

計画相談専用ダイヤル 03-3792-6695

幼児療育通所施設

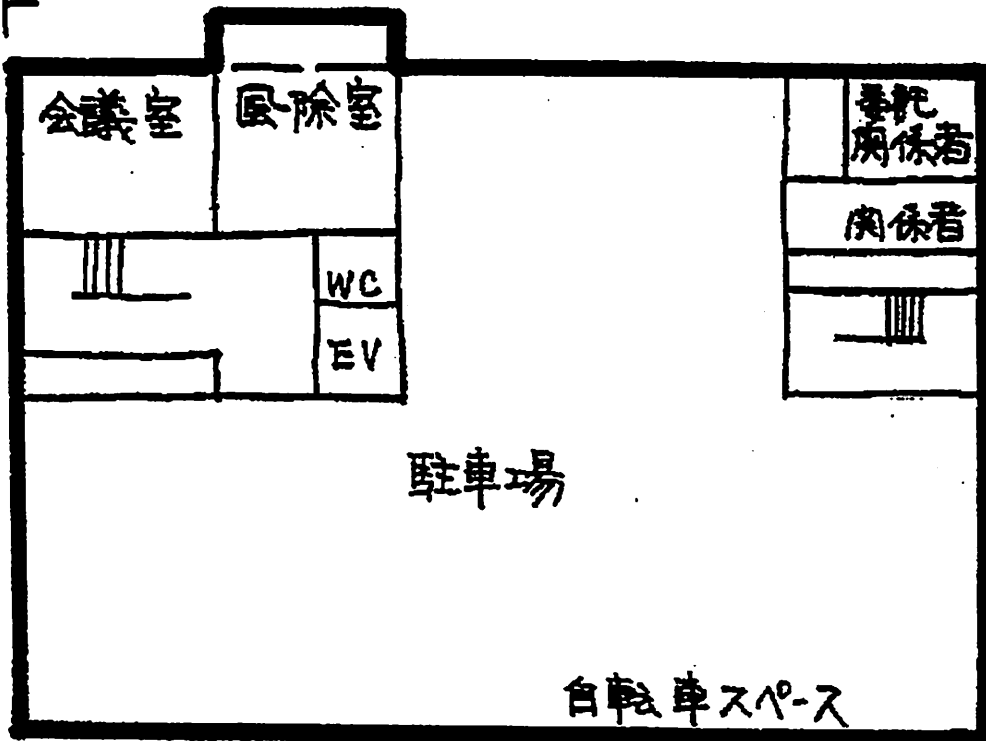
目黒区すくすくあびあび園

B1

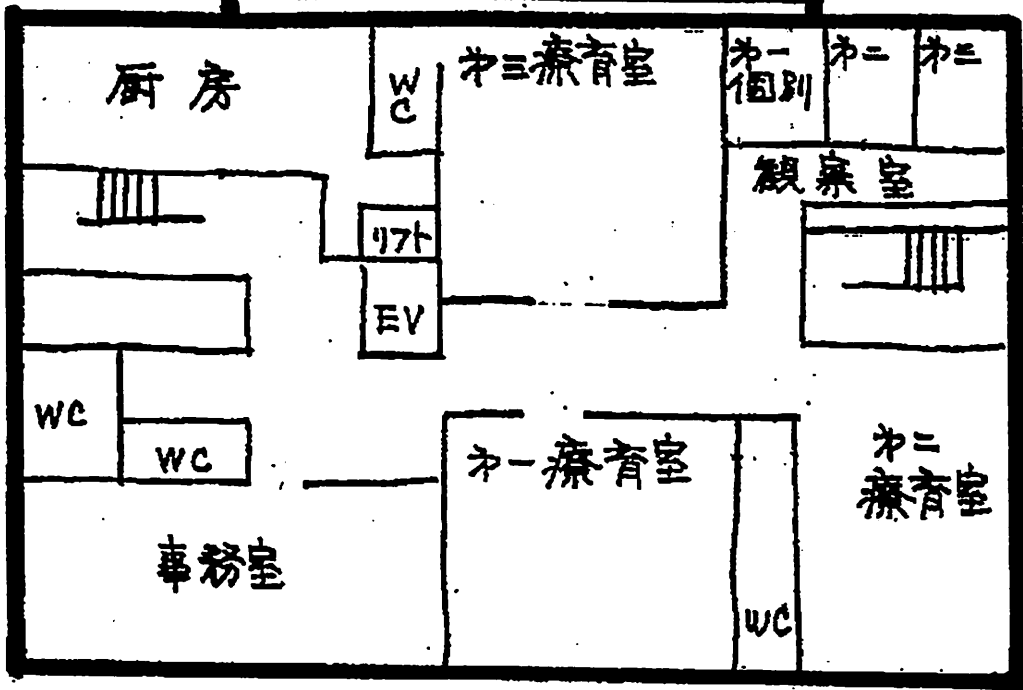


和太鼓・パラバルーンなど

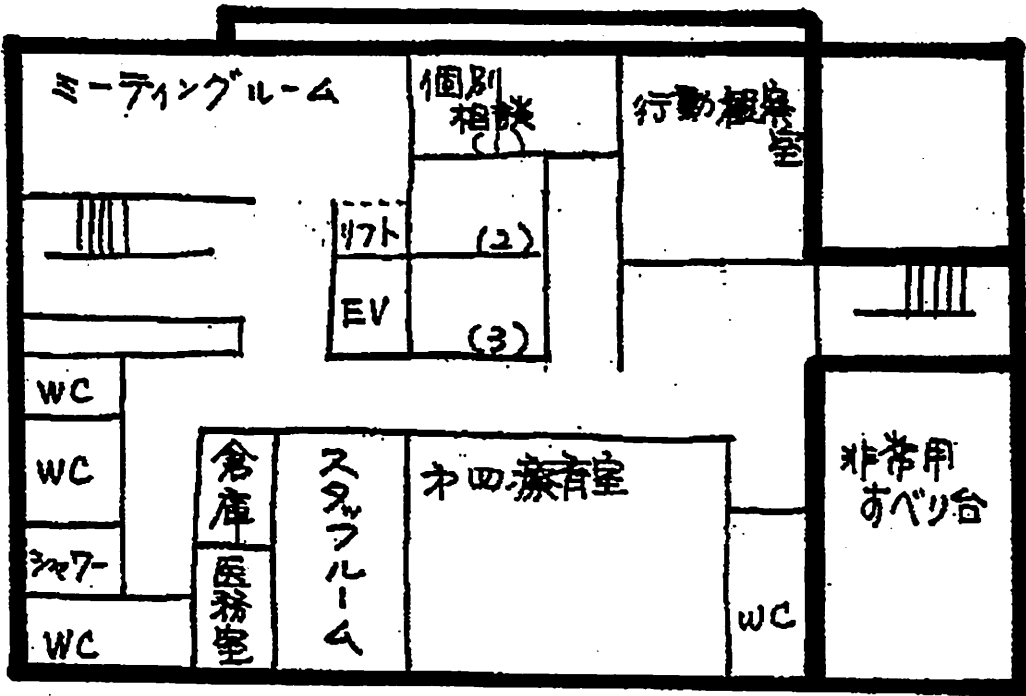
1 F



2F



3F



屋上...遊び場(自転車・ボール・水あそび・ビニールプール等)

4F...スタッフスペース(更衣室等)